

令和6年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年2月8日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新議員の議席の指定について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議第1号から議第3号の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	3
○16番（日隈 知重君）	4
○22番（斉藤 由美子君）	8
日程第4 一般質問	10
日程第5 会議録署名議員の指名	10
閉 会	10

令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

令和6年2月8日 午後1時30分開議

- 第1 新議員の議席の指定について
第2 会期の決定について
第3 議第1号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第2号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上3議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
第4 一般質問
第5 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議第1号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第2号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上3議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
日程第6 一般質問
日程第7 会議録署名議員の指名について

出席した議員（22人）

1番	高 倉 真由美	3番	工 藤 健 次
4番	木野村 敏 雄	5番	堤 康二郎
6番	渕 野 けさ子	7番	原 田 健 蔵
8番	河 野 睦 夫	10番	河 野 正 春
11番	阿 部 雅 彦	12番	島 田 勝
13番	川 辺 隆	14番	坪 根 大 吉
15番	井 上 清 三	16番	日 隈 知 重
18番	古 江 信 一	19番	中 村 悟
20番	小 野 和 美	21番	宇都宮 陽 子
22番	斉 藤 由美子	23番	高 野 博 幸
24番	仲 家 孝 治	26番	長 田 教 雄

欠席した議員（4人）

2番	岩 尾 茂 樹	9番	堀 典 義
17番	山 影 智 一	25番	泥 谷 郁

出席した事務局職員

事務局書記長代理	金城美幸	事務局書記	佐藤潤子
総務課主査	高野正廣	総務課主任	小松聡
総務課主任	梅木崇永		

説明のため出席した職員

広域連合長	足立信也	副広域連合長	長野恭紘
副広域連合長	本田博文	事務局長	清水昭男
会計管理者	高橋芳江	次長兼総務課長	姫野邦夫
事業課長	津川文隆	賦課資格管理係長	菊地謙一
給付係長	藤原寛子	保健係長	飯野敬子
会計室長	秦オリエ		

議事の経過

開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、こんにちは。議長の長田でございます。

ただいまから、令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（長田 教雄君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

午後1時30分開議

諸般の報告

○議長（長田 教雄君） 日程に先立ちましてご報告申し上げます。

お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に由布市の太田議員から議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしました。

広域連合長挨拶

○議長（長田 教雄君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

足立信也広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） （登壇）令和6年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の元旦は、能登半島地震から始まりました。多くの方がお亡くなりになり、また被災されております。お悔みとお見舞いを申し上げたいと思います。

大分市では、1月6日に出発した給水車、それから職員4名というかたちで、概ね1週間交代で支援活動を行っておりますが、県下各地からの要望で、来週から別府市をはじめとして、多くの自治体の皆様に交代で行っていただきます。またそれ以外の職種の方々も、多く被災地に入られております。ご協力ご支援に私の方からも感謝申し上げます。

さて、本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご出席いただき、

厚くお礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、これまでも様々な議論や見直しが行われており、昨年10月18日に熊本市で開催された令和5年度秋季九州ブロック後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議に出席してまいりました。会議の内容を説明します。

会議の中で、九州ブロックの国への要望事項として、マイナンバー制度関連、標準システム関連、医療保険制度改革関連の3項目について、全国協議会へ提出することを決定し、昨年11月15日、厚生労働副大臣室におきまして、マイナンバー制度や、標準システムなど6項目について、全国広域連合協議会の横尾会長から濱地厚生労働副大臣へ要望書を手交したところでございます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、構成市町村のご協力により、本年度から県内18市町村全域で完全実施いたしております。

この事業は、県内市町村と共に取り組んでいく必要がございますことから、議員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

本広域連合といたしましても、国の動向を注視し、被保険者の皆様に混乱を生じることのないよう制度の変更が生じた際には、国の責任において、十分な周知・広報を求めるとともに、課題等については、全国協議会の場を通じて、引き続き国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

本日の定例会では、令和6年度広域連合予算（案）、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を付議事項として提案しております。

何卒、慎重にご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第1 新任議員の議席の指定について

○議長（長田 教雄君） 本日の議事は、お手元に配布の議事日程により行います。

はじめに、日程第1、新議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席図のとおり、由布市、湧野けさ子議員の議席を6番に指定いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間とすることにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄） ご異議なしと認めます。よって会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議第1号から議第3号までの一括上程

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第3、議第1号から議第3号までの3議案を上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

足立信也広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） （登壇）提出いたしました3議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議第1号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

厳しい財政状況の中、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成し、予算の総額は11億3,150万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を10億1,699万円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億1,430万7,000円計上いたしております。

歳出では、総務費に2億5,986万2,000円、民生費に特別会計事務費繰出金として、8億6,561万6,000円を計上いたしております。

次に、議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてであります。医療費の伸びを考慮した上で、保険料等の財源を確保することを基本に編成した結果、予算の総額は、2,212億7,800万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を395億830万7,000円、国庫支出金を769億4,877万4,000円、県支出金を188億6,399万7,000円、支払基金交付金を844億1,051万9,000円計上いたしております。

歳出では、保険給付費の療養諸費に2,052億273万8,000円、高額療養諸費に130億1,003万2,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例の一部改正についてであります。これは高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度の保険料率を定めること及び後期高齢者医療保険料賦課限度額等を定めた政令が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

具体的な内容は、令和6年度及び令和7年度の保険料の所得割率を100分の10.32から、100分の11.55、均等割額を5万3,600円から5万9,200円、賦課限度額を66万円から80万円に引き上げるものであります。

また、低所得者に対する保険料の均等割軽減措置について、対象の幅を拡大する改正を行うとともに、令和6年度については、昭和24年3月31日以前に生まれた者又は障害認定による加入者について賦課限度額を73万円とし、低所得者に対する所得割率を100分の10.62とする特例措置を設けることとしております。

何卒慎重なご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

議第1号から議第3号までの3議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配布の質疑順位表により、発言を許可いたします。

なお、質疑は自席から行うことといたします。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市選出の日隈知重です。

議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に対して5点質疑を行います。

まず1点目は、歳入に繰越金として令和5年度末の剰余金見込4億3,778万3,000円を入れ、県財政安定化基金の繰入は令和6年度に行わず、令和7年度に13億円を繰入予定としております。このことがなぜ、令和5年度末の剰余金と県財政安定化基金を令和6年度、令和7年度に均等に充当していることになるのかお聞きをいたします。

2点目は、県財政安定化基金の残高が14億円を下回った場合、特別会計から基金への拠出が必要になり、保険料の引き上げの要因となるとの説明がありました。基金残高14億円を保持しなくてはいけない根拠はあるのかお聞きをいたします。

3点目は、令和6年度、7年度の一人当たり保険料は、令和4年度、5年度に比べて、いくらの引き上げになるのかお聞きをします。

4点目は、令和6年度軽減対象者の所得割率10.62%になると見込まれる対象者人数、被保険者数に占める割合、軽減総額と一人当たり軽減額はいくらかお聞きをします。

また、この軽減の要件は何かお聞きします。

5点目は、令和6年度における保険料の賦課限度額の特例対象者の人数、被保険者数に占める割合、特例措置で軽減される総額と一人当たり軽減額はいくらかお聞きをいたします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 日隈議員からの議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算の関連で、保険料率改定についての質問にお答えいたします。

まず、剰余金と県財政安定化基金の充当に関する質問ですが、今回の令和6・7年度の保険料率の試算では、令和5年度末の剰余金見込4億3,778万3,000円と県財政安定化基金13億円を、保険料率を下げるために盛り込んでおります。しかし、令和6年度の激変緩和措置となる軽減用所得割率の算出のため、前述の剰余金見込及び県財政安定化基金をどれだけ盛り込むか決める必要があり、その金額を盛り込むこととしたという意味でございます。

実際の会計上の動きと連動したのではなく、あくまで試算上の動きを表現したものでございます。

続きまして、県財政安定化基金が必要になるかどうかに関する質問にお答えいたします。

県財政安定化基金に関しましては、本来、本広域連合特別会計における財政リスクに備えることが目的とされておりますが、保険料率の軽減に向けて活用することも可能となっております。ただし、その場合には、本広域連合特別会計における財政リスクに備えて必要残高を残しておく必要があるとされています。

令和4・5年度の料率改定の試算時に行われた県との協議におきまして、この必要残高を14億円とし、13億円を活用すると決めたところです。

実際の活用に関しては、特別会計において療養給付費等を支払うための財源が不足した場合にその補填をするというものになることから、補填に必要な金額が13億円を超えた場合には補填を受けた次の特定期間となる令和8・9年度から財政リスクに備えられるよう拠出が必要になりますので、保険料の引き上げの要因としております。

続きまして、令和6・7年度の一人当たり保険料に関する質問でございます。令和4・5年度の試算結果である63,496円に対して、令和6・7年度の試算結果は78,153円となっており、14,657円の引き上げになると想定しております。

続きまして、令和6年度の激変緩和措置の一つである所得割の軽減に関する質問でございます。

軽減の対象者は、2万7,706人、被保険者数に占める割合は、13.02%、軽減総額は7,361万2,007円、一人当たり軽減額は2,657円と試算されております。

軽減の要件でございますが、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者が対象となります。

最後に、令和6年度の激変緩和措置による賦課限度額の特例に関する質問でございますが、令和6年度の激変緩和措置で保険料の賦課限度額が80万円ではなく73万円となることで、保険料が軽減されることとなる被保険者の数は1,919人、被保険者数に占める割合は0.90%、軽減される総額が1億2,627万3,360円、一人当たりの軽減額は6万5,802円と試算されています。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 再質問します。2点目に質問をした県財政安定化基金の財政リスクに備えて必要な14億円の根拠はあるのかお聞きします。

4点目に質問をした令和6年度の軽減対象者の6年度のみ所得割率10.62%について、3点質問します。

令和7年度は、令和6年度軽減対象者2万7,706人が1人当たり2,657円の保険料値上げになるということなのかお聞きします。

2点目は、軽減の要件が、所得総額58万円を超えないという対象者の線引きは、どのような理由で決まったのかお聞きします。

3点目は、軽減総額7,361万2,007円の財源措置はどうなっているのかお聞きをします。

5点目にお聞きをしました令和6年度における賦課限度額の特例についてですが、令和7年度は、令和6年度に賦課限度額の激変緩和措置を受けた1,919人が、1人当たり65,802円の保険料値上げになるということで確認をしてよいかお聞きをします。

もう1点は、軽減総額1億2,627万3,360円の財源措置はどうなっているのかお聞きをします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 県財政安定化基金の必要残高14億円の根拠に関する再質問であります。過去の料率改定の通達の中で、財政安定化基金の必要残高につきましては、3%までの医療費の増加に対応できるよう、保険料率算定の対象となる特定期間の賦課総額の3%という基準を示されたことがあります。前回の県との協議におきましても過去の基準ではあるものの、基準の例として協議の柱になっており、今回もそれを踏襲した協議を行っております。

続きまして、所得割の軽減対象者に対する令和7年度の見込みに対する再質問でございます。令和6年度の激変緩和措置である所得割の軽減対象者2万7,706人に関しましては、試算上そのようになると見込んでおります。

続きまして、令和6年度への所得割軽減の要件に関する再質問でございます。今回の医療制度改革に関しましては当初は激変緩和措置がないかたちで、医療保険部会で取りまとめをしておりましたが、各方面への報告において激変緩和措置を希望する声を受け、所得割の軽減も組み込まれたということでございます。国の制度検討の中で組み込まれたもので、基準の線引きの理由は明確に示されておりません。なお、参考になりますが後期高齢者医療制度導入時から激変緩和措置として平成29年度まで実施されておりました所得割の軽減につきましても同様の要件となっておりますことを確認しております。

続きまして、令和6年度への所得割軽減の財政措置に関する再質問でございます。

今回の医療制度改革の激変緩和措置による軽減される所得割額につきましては、均等割の軽減額のように基盤安定負担金の対象とはなっておりません。他の被保険者にかかる所得割率に転嫁されることになっております。

続きまして、令和6年度の激変緩和措置で保険料の賦課限度額が80万円ではなく73万円となることで、保険料が軽減されることとなる被保険者1,919人に対する令和7年度の保険料の対応に関する再質問でございます。

試算上そのようになると見込んでおります。

最後に、激変緩和措置による賦課限度額の特例に伴う軽減総額の財源措置に関する再質問でございます。

今回の医療制度改革の激変緩和措置による軽減される所得割額につきましては、他の被保険者にかかる所得割率に転嫁されることになっております。

○議長（長田 教雄君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 財政リスクに備えて必要な14億円の根拠については、医療費が3%増えた場合に対応するために必要との説明であったと思います。医療費が3%に増える可能性は高いとみているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

次に、所得割の軽減について質問します。令和6年度の所得割率の軽減に対する国等からの財政補填は1円もないという説明でしたが、75歳以上の高齢者同士で負担を押し付けあうという仕組みになっていくという見方も取れると思いますが、その点について、お聞きをしたいと思います。

最後に、賦課限度額の激変緩和措置に関する再質問です。

令和6年度賦課限度額の激変緩和措置に対し、これについても国からの補填は1円もなく、75歳以上の高齢者同士で負担を押し付けあう仕組みになっている、そういう風にみられると思いますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、そもそも賦課限度額は、75歳以上の高齢者同士で負担を押し付けあうという仕組みということにもなっていると思いますが、この点についても併せてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） それではお答えいたします。

3%の医療費増加への対応に関する再々質問となりますが、医療費に関しては被保険者数の変化と一人当たり医療費の変化、それぞれに影響されますが、現時点におきましても被保険者数は年3%の増加が令和7年まで続くと推測されており、一人当たり医療費も年2%程度増加すると推測されていることから、十分起り得る数字であると考えております。

続きまして、激変緩和措置の所得割の軽減に対する国等の財政補填に関する再々質問でございます。

今回の医療制度改革の激変緩和措置による軽減に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に財政支援を要望してきたところですが、国からの財政支援は行われなくなっております。このため、他の被保険者に係る所得割率に転嫁されるということになっております。

続きまして、令和6年度賦課限度額の特例に対する財政補填に関する再々質問でございます。

今回の医療制度改革の激変緩和措置による軽減に対しましては、先ほど申し上げた通り、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に財政支援を要望してきたところですが、国からの財政支援は行われなくなっており、他の被保険者に係る所得割率に転嫁されるということになっております。また、賦課限度額につきましては、賦課限度超過額については、議員の仰るとおり、被保険者の所得割の方に転嫁されていくという状況でございます。

○議長（長田 教雄君） 以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

75歳以上の高齢者は、物価高のもと年金は目減りし、2022年10月からは、後期高齢者医療費の窓口負担も倍増しており、受診抑制が懸念されております。

この議会で、提案されている一人当たり保険料の1万4,657円の引き上げは、手元に入る年金をさらに引き下げ、受診抑制を進めることは間違いありません。

保険料値上げを抑えるために使う県財政安定化基金は、13億円だけで、残りの14億円は、医療費が伸びた場合に備え、県は使わない方針です。

高齢者の暮らしが大変な時にこそ、財政安定化基金を全額使って保険料の値上げをもっと抑えるべきです。

また、令和6年度のみ所得割率の軽減対象者は、2万7,706人で、被保険者全体の僅か13%にすぎず、一人当たり軽減額も、2,657円と僅かです。

しかも国は所得割率の軽減に1円も補填せず、75歳以上の高齢者同士で負担を押し付けあう仕組みにさせています。国が現役世代の保険料負担の上昇を抑制するという理由で、後期高齢者医療保険の仕組みの改正を行ったのであれば、国庫負担こそ増やすべきです。

後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率は、制度発足から減っています。5年間で43兆円を増やす分割予算を見直し、後期高齢者医療保険の国庫負担を増やすべきです。

以上の理由から、議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対します。

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子） 22番、大分市選出、日本共産党の斉藤由美子です。

私は、議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正に当たり、被保険者一人当たりの保険料は、これまでの6万3,496円から7万8,153円となり、1万4,657円も引き上げになります。

令和6年度及び令和7年度の所得割率は、10.32%から11.55%に、均等割額は、5万3,600円から5万9,200円に、また、賦課限度額は、66万円から14万円も引き上げられ、80万円になります。高齢者にとって大幅な負担増と言える予算（案）になっています。

高齢者の生活を支えている年金の令和6年度改定は、物価変動率が賃金変動率を上回るため、賃金変動率3.1%が用いられますが、マクロ経済スライドによる調整率0.4%が差し引かれるため、年金は2.7%の引き上げに止まります。

当然、賃金や物価の上昇には追い付いてこられず、年金が目減りする中で、高齢者医療と介護保険の改定時期が重なり、生活に深刻な影響を及ぼすことは、明らかです。

令和6年度については、先ほどのご答弁のとおり、賦課限度額及び所得割の一部激変緩和措置が示されていますが、対象者が絞られ、1年限りの措置では、負担軽減と言えるものではありません。また先ほど、この激変緩和措置は、本来はなかったものという答弁がありました。声を見て組み込まれたとは言われましたが、これでは、国の責任を果たすものとは言えません。

マクロ経済スライドによって、今後の年金が抑制され続けるのに2年毎のペースでこれほどの引き上げが続けば、保険証があっても病院代が払えない世帯が増大することは大いに予想されます。

高齢者にとって、介護予防などのサービスも重要ですが、介護保険も保険料のみならず、利用料も引き上げとなるため、これでは利用を控えざるを得なくなります。そうなれば、重症化や重篤化

によって、給付の負担増の増大も懸念されます。歯医者に行きたいがお金がないとの声、介護サービスの利用を減らすと誰も世話する人がいないとの声、切実な生活相談が複数寄せられています。

今回は通告が間に合わず、負担増と昨今の生活実態について認識をお聞きすることができませんでしたが、高齢者の今日明日の生活と健康に直接かかわる重要な機関として、この広域連合は、特段の配慮を行う責務を担っていくことを再認識していただきたいと思います。

岸田政権は、少子化対策を異次元で行うと述べました。そのことは大変重要です。しかしながら、出産育児支援金の財源を75歳以上の高齢者にまで割り振り、増税で賄うやり方は、社会保険制度の根幹を歪めます。どこが異次元の対策と言えるのでしょうか。

現役世代の負担軽減を図るといいますが、高齢者の負担を増やしても現役世代の負担が特段軽減される訳ではありません。何より現役世代の負担が重くなっているのは、高齢者数の自然増数の財源を国が圧縮し続け、制度発足時よりも国庫負担の比率を減らしてきたからにはほかなりません。

少子化対策、子育て支援が重要だと認識するのであれば、独立した財源を確保し、全世代の公的扶助を拡充することこそ本来の福祉のあり方だと考えます。

公費と言われる財源も原資は国民の税金です。高齢者の医療費は、増える、増えると危機感を煽りながら、財源を国民に上乘せし、年金生活者にまで負担増を強いることは、憲法25条を踏みにじることです。軍事の財源はどんなに積み上げても決して増えているとは言わず、なおも大軍拡増税を行うことは許されません。

国に対し、国庫負担を引き上げ、先ほど出ました軽減措置の補填分を併せて、今後しっかりと明確に強く国庫負担を求めることを要望しておきます。

以上の理由から、議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で、討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決いたします。

反対討論のありました議第2号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって、議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。

よって、議第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、ただいま決定を見た案件を除く、議第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号、議第2号及び議第3号につ

いては、原案のとおり決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第4、これより「一般質問」に入ります。

発言通告がありませんでしたので、次にまいります。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、5番、堤康二郎議員、13番、川辺隆議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

今期定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、令和6年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時10分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

令和 6 年 2 月 8 日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長田 教雄

署名議員 堤 康二郎

署名議員 川辺 隆